

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第6号

総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則等の一部を改正する規則

(総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第1条 総社市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成17年総社市規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

| 改正後 | 改正前 |
|------------------------|---|
| <p>(雑則) 第27条 略</p> | <p>(雑則) 第27条 略 <u>(非常勤職員の勤務時間、休暇等の基準)</u> 第28条 <u>条例第18条の規則で定める基準は、次条から第31条までに定めるとおりとする。</u> 第29条 <u>勤務時間を定める場合には、次のいずれかに掲げる基準に適合するように行わなければならない。</u> <u>(1) 条例第2条に規定する職員(以下「常勤職員」という。)の4週間を超えない期間につき1週間当たりの勤務時間のおおむね4分の3であること。</u> <u>(2) 常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上ある月が引き続いて12月を超えないこと。</u> 第30条 <u>任命権者は、市長の定める要件を満たす非常勤職員に対して年次有給休暇を与えるものとする。</u> <u>2 年次有給休暇は、1年度につき10日とする。ただし、年度の中途において新たに非常勤職員となった者のその年度における年次有給休暇は、その者の委嘱の日の属する月に応じて減じた日数とする。</u></p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------------------------|---|
| <p>(その他) 第28条 略</p> | <p><u>3 1年間継続勤務し、全勤務日の4分の3以上勤務した場合は、1年度ごとに前項の日数に1日を加算し、最高20日までの年次有給休暇を与えるものとする。再任された者については、その勤務の状態が継続していればその年数を通算するものとする。</u> 第31条 特別休暇(第18条第2号を除く。)は、常勤職員の例による。 (その他) 第32条 略</p> |

(総社市職員給与支給規則の一部改正)

第2条 総社市職員給与支給規則(平成17年総社市規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(趣旨) 第1条 この規則は、総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。) <u>第32条の規定に基づき、職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下同じ。)</u>の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 (給料の支給) 第2条 略</p> <p>第6条 職員が給与期間中の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。 (1) 略</p> | <p>(趣旨) 第1条 この規則は、総社市職員給与条例(平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。) <u>第31条の規定に基づき、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給料の支給) 第2条 略 <u>2 臨時の職員に対しては、翌月15日以内において支給する。ただし、任命権者は、特別の事由があると認めるときは、別に支給日を定めることができる。</u></p> <p>第6条 職員が給与期間中の中途において、次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。 (1) 略</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(2) <u>法第55条の2第1項</u>ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> | <p>(2) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項</u>ただし書の規定による許可（以下「専従許可」という。）を受け、又は専従許可の有効期間の終了により復職した場合</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>2 略</p> |

(住居手当に関する規則の一部改正)

第3条 住居手当に関する規則（平成17年総社市規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。）第14条第3項及び<u>第32条</u>の規定に基づき、住居手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。）第14条第3項及び<u>第31条</u>の規定に基づき、住居手当の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> |

(通勤手当に関する規則の一部改正)

第4条 通勤手当に関する規則（平成17年総社市規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。）第15条第3項及び<u>第32条</u>の規定に基づき、通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「給与条例」という。）第15条第3項及び<u>第31条</u>の規定に基づき、通勤手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> |

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 管理職手当に関する規則（平成17年総社市規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (趣旨) 第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「条例」という。）第24条第3項及び第32条の規定に基づき、管理職手当（以下「手当」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨) 第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「条例」という。）第24条第3項及び第31条の規定に基づき、管理職手当（以下「手当」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。 |

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第6条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成17年総社市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (趣旨) 第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「条例」という。）第25条第4項及び第32条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。 | (趣旨) 第1条 この規則は、総社市職員給与条例（平成17年総社市条例第41号。以下「条例」という。）第25条第3項及び第31条の規定に基づき、管理職員特別勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。 |

（総社市家庭児童相談室設置規則の一部改正）

第7条 総社市家庭児童相談室設置規則（平成17年総社市規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(相談員の資格等)</p> <p>第3条 相談員は、次の各号のいずれかに該当する者で人格円満で社会的信望があり、児童福祉の増進に熱意を有するものうちから市長が任用する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 相談員は、<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員とし、その報酬は総社市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年総社市条例第25号)に定めるところによる。</u></p> <p>(証票)</p> <p>第4条 略</p> <p>(その他)</p> <p>第5条 略</p> | <p>(相談員の資格及び委嘱)</p> <p>第3条 相談員は、次の各号のいずれかに該当する者で人格円満で社会的信望があり、児童福祉の増進に熱意を有するものうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 <u>相談員の任期は、2年以内とする。</u></p> <p>3 <u>相談員は、非常勤とする。</u></p> <p>(証票)</p> <p>第4条 略</p> <p>(<u>解嘱</u>)</p> <p>第5条 <u>市長は、相談員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱するものとする。</u></p> <p>(1) <u>相談員としてふさわしくない行為があったとき。</u></p> <p>(2) <u>心身の故障のため相談員として活動ができなくなったとき。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第6条 略</p> |

(総社市非常勤職員の任用等に関する規則の一部改正)

第8条 総社市非常勤職員の任用等に関する規則(平成28年総社市規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第3項第3号及び<u>第3号の2</u>に定める非常勤職員の任用等について、必要な事項を</p> | <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第3項第3号に定める非常勤職員の任用等について、必要な事項を定めるものとす</p> |

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-----------|-------|
| 定めるものとする。 | る。 |

(総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部改正)

第9条 総社市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成30年総社市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(職員派遣の対象となる法人)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第1項第1号の規則で定める法人は、公益財団法人岡山市町村振興協会とする。</u></p> <p><u>2 条例第2条第1項第3号の規則で定める法人は、岡山県農業共済組合とする。</u></p> <p>(職員派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号の規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により職員に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の規定により総社市以外の地方公共団体の職員に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されているものとする。</p> | <p>(職員派遣の対象となる法人)</p> <p>第2条 <u>条例第2条第1項第3号の規則で定める法人は、岡山県農業共済組合とする。</u></p> <p>(職員派遣の対象とならない職員の特例)</p> <p>第3条 条例第2条第2項第3号の規則で定める職員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項の規定により職員に正式に採用されていた者又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第<u>1項</u>の規定により総社市以外の地方公共団体の職員に正式に採用されていた者であって、引き続き職員として採用されているものとする。</p> |

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。